

別表 3

【住宅に係る判定料金】

■住宅（一戸建て住宅、併用住宅の住宅部分）【併願】※ 税込金額（税抜金額）単位：円

延べ面積（㎡）	料金
～100 ㎡未満	26,400 (24,000)
100～200 ㎡未満	33,000 (30,000)
200 ㎡～	37,400 (34,000)

■住宅（一戸建て住宅、併用住宅の住宅部分）【単願】 税込金額（税抜金額）単位：円

延べ面積（㎡）	料金
～100 ㎡未満	29,700 (27,000)
100～200 ㎡未満	37,400 (34,000)
200 ㎡～	40,700 (37,000)

■共同住宅等（共同住宅、長屋、複合建築物の住宅部分） M は住戸数を示す

【併願】※ 税込金額（税抜金額）単位：円

住戸部分	住戸数	料金
住戸部分の対象戸数 （住戸）	2～10 戸以下	39,600+M×9,900 (36,000+M×9,000)
	11～30 戸以下	79,200+M×5,500 (72,000+M×5,000)
	31 戸以上	158,400+M×3,300 (144,000+M×3,000)

共用部分	住戸数	料金
共用部分の床面積の 合計（共用部）	300 ㎡未満	39,600 (36,000)
	300～1,000 ㎡未満	66,000 (60,000)
	1,000～5,000 ㎡未満	132,000 (120,000)
	5,000～10,000 ㎡未満	198,000 (180,000)

【単願】 税込金額（税抜金額）単位：円

住戸部分	住戸数	料金
住戸部分の対象戸数 (住戸)	2～10 戸以下	44,000+M×9,900 (40,000+M×9,000)
	11～30 戸以下	86,900+M×5,500 (79,000+M×5,000)
	31 戸以上	173,800+M×3,300 (158,000+M×3,000)

共用部分	住戸数	料金
共用部分の床面積の 合計（共用部）	300 m ² 未満	44,000 (40,000)
	300～1,000 m ² 未満	72,600 (66,000)
	1,000～5,000 m ² 未満	145,200 (132,000)
	5,000～10,000 m ² 未満	217,800 (198,000)

※ 建築基準法における確認又は計画通知の申請を安心確認に申請する場合

《別表 3 の注意事項》

① 安心確認で行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合は、上表によらず次の額とする。計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とするが、審査の結果を利用しない場合は④又は⑤を適用する。

- ・ 一戸建て住宅、併用住宅の住宅の部分 10,000 円（税込 11,000 円）
- ・ 共同住宅等 10,000 円（税込 11,000 円）に住戸数から 1 を減じた数に 1,000 円（税込 1,100 円）を乗じた額を加算した額

② 複合建築物の住宅部分について、次のいずれかの交付（いずれも安心確認で審査を行ったものに限る。）を受けており、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合には、上表によらず⑤で定める額とする。ただし、この場合において、共用部の審査を新たに追加して行う場合、上表で定める共用部料金を加算する。また、計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とする。

- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書
- ・ 住宅の品格確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書（省エネ基準に適合しているものに限る。）又は長期使用構造等の確認書

③ 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合は、上表によらず、一律 22,000 円（消費税込）とする。

- ④ 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、上表から算出される料金の110分の60（百円以下切り捨て）×1.1とする。ただし、次の場合は上表の料金とする。
- ・建築基準法上の用途を変更する場合
 - ・計算方法を変更して申請する場合
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑤ 軽微変更該当証明の申請は、変更後の計画に応じ上表から算出される料金の110分の50（百円以下切り捨て）×1.1の額とする。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、上表から算出される額とする。
- ⑥ 延べ面積 10,000 m²の料金は、料金表の面積区分 8,000～10,000 m²未満の料金とする。
- ⑦ 複合建築物に係る料金は、非住宅部分については別表4、住宅部分については上表により算定される料金の合計額とする。
- ⑧ 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、一通につき 5,500 円（消費税込）とする。

別表 4

【判定料金】

① 判定料金（当初）

① - 1 【建築物エネルギー消費性能確保計画の提出と建築確認申請を同時に行う場合】

■モデル建物法

税込金額（税抜金額）[単位：円]

延べ面積（㎡）	用途分類（別表5による）		
	A種	B種	C種
100㎡ 未満	95,700（87,000）	51,700（47,000）	38,500（35,000）
100～200㎡ 未満	97,900（89,000）	52,800（48,000）	38,500（35,000）
200～500㎡ 未満	106,700（97,000）	58,300（53,000）	42,900（39,000）
500～1,000㎡ 未満	124,300（113,000）	68,200（62,000）	51,700（47,000）
1,000～2,000㎡ 未満	161,700（147,000）	91,300（83,000）	69,300（63,000）
2,000～4,000㎡ 未満	216,700（197,000）	132,000（120,000）	106,700（97,000）
4,000～6,000㎡ 未満	257,400（234,000）	161,700（147,000）	134,200（122,000）
6,000～8,000㎡ 未満	283,800（258,000）	181,500（165,000）	151,800（138,000）
8,000～10,000㎡ 未満	309,100（281,000）	202,400（184,000）	169,400（154,000）

■標準入力法（主要室入力法を含む）

税込金額（税抜金額）[単位：円]

延べ面積（㎡）	用途分類（別表5による）		
	A種	B種	C種
100㎡未満	193,600（176,000）	100,100（91,000）	71,500（65,000）
100～200㎡未満	215,600（196,000）	111,100（101,000）	79,200（72,000）
200～500㎡未満	256,300（233,000）	132,000（120,000）	105,600（96,000）
500～1,000㎡未満	298,100（271,000）	155,100（141,000）	124,300（113,000）
1,000～2,000㎡未満	381,700（347,000）	200,200（182,000）	161,700（147,000）
2,000～4,000㎡未満	479,600（436,000）	260,700（237,000）	216,700（197,000）
4,000～6,000㎡未満	550,000（500,000）	304,700（277,000）	232,100（211,000）
6,000～8,000㎡未満	595,100（541,000）	333,300（303,000）	255,200（232,000）
8,000～10,000㎡未満	639,100（581,000）	361,900（329,000）	279,400（254,000）

① - 2 【建築物エネルギー消費性能確保計画のみを提出する場合】

■モデル建物法

税込金額（税抜金額）[単位：円]

延べ面積（㎡）	用途分類（別表5による）		
	A種	B種	C種
100㎡ 未満	106,700（97,000）	57,200（52,000）	42,900（39,000）
100～200㎡ 未満	107,800（98,000）	58,300（53,000）	42,900（39,000）
200～500㎡ 未満	118,800（108,000）	63,800（58,000）	48,400（44,000）
500～1,000㎡ 未満	138,600（126,000）	75,900（69,000）	57,200（52,000）
1,000～2,000㎡ 未満	179,300（163,000）	101,200（92,000）	77,000（70,000）
2,000～4,000㎡ 未満	240,900（219,000）	146,300（133,000）	117,700（107,000）
4,000～6,000㎡ 未満	286,000（260,000）	180,400（164,000）	148,500（135,000）
6,000～8,000㎡ 未満	314,600（286,000）	202,400（184,000）	168,300（153,000）
8,000～10,000㎡ 未満	343,200（312,000）	224,400（204,000）	188,100（171,000）

■標準入力法（主要室入力法を含む）

税込金額（税抜金額）[単位：円]

延べ面積（㎡）	用途分類（別表5による）		
	A種	B種	C種
100㎡ 未満	255,200（232,000）	130,900（119,000）	94,600（86,000）
100～200㎡ 未満	260,700（237,000）	134,200（122,000）	95,700（87,000）
200～500㎡ 未満	315,700（287,000）	162,800（148,000）	116,600（106,000）
500～1,000㎡ 未満	367,400（334,000）	190,300（173,000）	137,500（125,000）
1,000～2,000㎡ 未満	470,800（428,000）	246,400（224,000）	179,300（163,000）
2,000～4,000㎡ 未満	591,800（538,000）	322,300（293,000）	240,900（219,000）
4,000～6,000㎡ 未満	611,600（556,000）	338,800（308,000）	257,400（234,000）
6,000～8,000㎡ 未満	661,100（601,000）	370,700（337,000）	283,800（258,000）
8,000～10,000㎡ 未満	709,500（645,000）	402,600（366,000）	310,200（282,000）

② 軽微変更該当証明料金

■モデル建物法

税込金額（税抜金額）[単位：円]

延べ面積（㎡）	用途分類（別表5による）		
	A種	B種	C種
100 ㎡ 未満	53,900 (49,000)	28,600 (26,000)	22,000 (20,000)
100 ～ 200㎡ 未満	53,900 (49,000)	29,700 (27,000)	22,000 (20,000)
200 ～ 500㎡ 未満	59,400 (54,000)	33,000 (30,000)	24,200 (22,000)
500 ～ 1,000㎡ 未満	69,300 (63,000)	38,500 (35,000)	28,600 (26,000)
1,000 ～ 2,000㎡ 未満	90,200 (82,000)	50,600 (46,000)	38,500 (35,000)
2,000 ～ 4,000㎡ 未満	121,000 (110,000)	73,700 (67,000)	59,400 (54,000)
4,000 ～ 6,000㎡ 未満	143,000 (130,000)	90,200 (82,000)	74,800 (68,000)
6,000 ～ 8,000㎡ 未満	157,300 (143,000)	101,200 (92,000)	84,700 (77,000)
8,000 ～ 10,000㎡ 未満	171,600 (156,000)	112,200 (102,000)	94,600 (86,000)

■標準入力法（主要室入力法を含む）

税込金額（税抜金額）[単位：円]

延べ面積（㎡）	用途分類（別表5による）		
	A種	B種	C種
100㎡未満	107,800（98,000）	56,100（51,000）	39,600（36,000）
100～200㎡未満	119,900（109,000）	61,600（56,000）	44,000（40,000）
200～500㎡未満	158,400（144,000）	81,400（74,000）	59,400（54,000）
500～1,000㎡未満	183,700（167,000）	95,700（87,000）	69,300（63,000）
1,000～2,000㎡未満	235,400（214,000）	123,200（112,000）	90,200（82,000）
2,000～4,000㎡未満	295,900（269,000）	161,700（147,000）	121,000（110,000）
4,000～6,000㎡未満	305,800（278,000）	170,500（155,000）	128,700（117,000）
6,000～8,000㎡未満	331,100（301,000）	185,900（169,000）	141,900（129,000）
8,000～10,000㎡未満	355,300（323,000）	201,300（183,000）	155,100（141,000）

《別表4の注意事項》

- ① 用途分類のA種、B種、C種の適用については、別表5による。
- ② 適合性判定対象建築物が複数棟ある場合には、棟ごとの料金の合計額を徴収する。
- ③ 建築物のすべてが省エネ計算対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室が存在しない場合は、上表によらず一律22,000円（消費税込）を徴収する。
- ④ 一の棟に用途分類の異なる用途が混在する場合は、用途分類ごとの当該延べ面積で料金を試算し、その料金の最も高い用途分類を適用して建築物全体の延べ面積により料金を算定する。
なお、試算した料金が同額の場合にはA種を優先とし、B種とC種の場合はB種を適用する。
- ⑤ 計画変更の料金は、当初適用された料金の110分の60（百円以下切り捨て）×1.1とする。ただし、次の場合は上表の料金（当初）とする。

- ・建築基準法上の用途を変更する場合
 - ・モデル建物法を用いる場合のモデル建物を変更する場合
 - ・評価方法の変更（モデル建物法 ⇄ 標準入力法）等、計算方法を変更する場合
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑥ 計画変更の必要のない軽微な変更のうち、ルートCの軽微変更該当証明書の交付を受ける場合は、用途・延べ面積により上表の②軽微変更該当証明料金とする。
- ⑦ 増改築工事の場合は、増改築に係る部分の用途・床面積により料金を算定する。
- ⑧ 延べ面積10,000㎡の料金は、料金表の面積区分8,000～10,000㎡未満の料金とする。
- ⑨ 複合建築物に係る料金は、非住宅部分については別表4、住宅部分については別表3により算定される料金の合計額とする。
- ⑩ 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、一通につき5,500円（消費税込）とする。
- ⑪ 上表に定める評価方法以外の方法による場合は、別途見積もりとする。

別表5 用途分類

■建築確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	用途区分コード	適合性判定の対象となる用途（建築確認申請書第四面）
A種	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08152	美術館その他これに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08210	児童福祉施設等（前2項及び保育所その他これに類するものを除く。）（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08260	病院
	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
08400	ホテル又は旅館	

A種	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、映画館又は演芸場
	08540	観覧場
	08550	公会堂又は集会場
	08560	展示場
	08590	ダンスホール
	08600	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
B種	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これに類するもの
	08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
08300	地方公共団体の支庁又は支所	
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	

B種	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）
	08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）
	08452	食堂又は喫茶店
	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 k w以下のものに限る。） 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 k w以下のものに限る。） 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
	08470	事務所
	08570	料理店
	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
	08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 k w以下のものに限る。）

C種	08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
	08320	建築基準法施行令第130条の4第五号に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08410	自動車教習所
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	
要相談	08990	その他

別記様式

この規程の各条文で定める様式は、以下に掲げるものとする。

別記様式第1 軽微変更該当証明申請書

別記様式第2 軽微変更該当証明書

別記様式第3 軽微な変更該当しない旨の通知書

別記様式第4 軽微な変更該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

別記機関様式第1 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務引受承諾書

別記機関様式第2 建築物エネルギー消費性能確保計画取下届出書

別記機関様式第3 軽微変更該当証明申請取下届出書